

24 収蔵『刀圭雑誌』創刊号（明治十一年）について

田 中 祐 尾

大阪市立大学医学部

明治初年大阪における医療行政は明治二年上本町大福寺に仮病院が発足し、鈴木町代官所に大阪府醫學校病院が設立されたことに始まる。明治五年度に一旦廃校になるが翌年津村別院に大阪府病院として発足、高橋正純、岡沢貞一郎、松尾耕三らにより開業医とその子弟に講義が始まる。蘭医エルメレンスの「日講記聞」の薬物、生理篇、森鼻宗次「皮下注射要略」、岡沢貞一郎「解剖必携」が出版されたのもこの年であった。

同七年エルメレンスの講義録が上梓され生徒および一部町医者に配布。同八年開業医師鑑札制度を敷きエルメレンスの講義と診療の見学を勧告する。現在の大福寺病院よりもオープンである。同年政府は医術開業試験を布告。この時期漢方医約一万四千、洋医約五千で

あり洋医師目指す者にとって私塾生徒以外にこれらの西洋医学書をどのように理解するかが一大難関であった。

同九年漸く東京の大学東校の第一回卒業生が巣立つが町医者への浸透は思いもよらなかった。明治十年緒方惟準は大阪に医事会同社を設立。西南戦争勃発し多数の傷病者が大阪へ運搬された。マンスヘルト大阪府病院に着任。この年十一月医事会同社機関誌「刀圭雑誌」発刊。記事を追うと難しい理論より西洋薬品による鎮痛方法とか応急の処置方法や浣腸の方法など実践的療法や大阪府病院の患者数と脚気の記事などが目を引き、月二三回の発刊に人気が集まった。

明治十二年常安橋詰に定着した大阪府病院の教授会は生徒百人を募集して八六名を採用、これを正規生徒とし従来生徒を変則生、聴講生を等外生とする。医学教育の混乱ぶりが解る。

「刀圭雑誌」九号を見ると醫師試験規則として第十五条までを示し、その序文に内務卿伊藤博文の名で「医術開業試験ハ是迄一定セシ規則ナク不都合ノ廉モ少ナ

カラサリシガ此度内務省ヨリ甲第三号ヲ以テ左ノ通り
 布達サレバ以来ハ各府県共難易偏タルノ弊ナカルヘシ
 とあり、西洋医学による医師免許が未だ定着しえず国
 の医療行政が不安定なことを見る。第一条は試験科目
 で理学、化学、解剖学、生理学、病理学、内科学外科
 学或ハ専門各科。第二条は標榜科目、開業場所、修学
 履歴書、教師の證書を願書に添える事。第三条は日本
 官立大学并ニ欧米諸国大學ニテ醫學学修学證書ヲ持ッ
 者ハコノ證書又ハ其寫書ヲ差シ出シ免状ヲ請フヲ得ヘ
 シとある。第四、五条は地方廳での手続き方法。第六
 条は試験問題の作成は内務省が行いその配布方法。第
 七条、試験委員の選定方法。第八条は試験委員が一人
 一人に前記問題をその面前で開封すべき事。第九条は
 制限時間は各問題二時間以内との事。第十条、受験者
 は書籍を携帯して試験場に入らぬ事。第十一条、筆記
 を終わつた受験人は試験委員の眼前で問題を浄書して
 も良いがこれを持ち出してはならない事。第十二条、
 残余の試験問題は固封して試験委員が検印する。第十
 三条、試験委員は試験終了後答案を謄寫して各廳舎に

保存する事。第十四条、内務省ハ前条ノ開申書類ヲ審
 案シ合格ノ者ニハ免状ヲ付与スヘシ。第十五条、不合
 格ニシテ免状ヲ付与セラレサル者ハ最初試験ヲ受ケタ
 ルノ後六ヶ月以上ノ試験期ヲ経ルニ非サレハ再試験ヲ
 願ウヲ得ス。となつている。随分と苦慮した制度であ
 る。以後数年間この医師資格試験については朝令暮改
 が続き、この間贗医者が蔓延る世相を作ることとなつ
 た。

庶民は従来の漢方医師たちの値打ちは見破つたが、
 俄に流入した明治初年の西洋医術の真偽の判定にはな
 す術がなかつた。

八尾市市史史料編(Ⅲ)三八頁に明治十三年九月開
 業医印鑑名簿河内國八尾役所部内(十二名)とある。
 彌性園十代当主田中祐篤、十一代田中徳太郎の名が載つ
 ている。その苦勞を類推する。